

主 文

本件各上告を棄却する。

理 由

被告人 A 弁護人勅使河原直三郎及び被告人 B の各上告趣意（後記）は、いづれも
刑訴四〇五条に該当しない。また記録を精査しても、同四一一条を適用すべきもの
とは認められない。

よつて刑訴施行法三条の二刑訴法四〇八条により主文のとおり判決する。

この判決は、裁判官全員一致の意見である。

昭和二六年六月一九日

最高裁判所第三小法廷

裁判長裁判官 井 上 登

裁判官 島 保

裁判官 河 村 又 介